

# 短期入所生活介護重要事項説明書

＜ 年 月 日＞

## 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-691-0074 (午前9時～午後5時まで)

担当 三村 洋一 野中 陽介

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 2. 特別養護老人ホーム桜の里の概要

### (1) 提供できるサービスの種類

施設名称 社会福祉法人多摩養育園 特別養護老人ホーム桜の里

所在地 東京都八王子市宮下町355番地

介護保険指定番号 指定短期入所生活介護事業者(東京都第1372900298号)

### (2) 施設の職員体制(令和8年6月1日現在)

|            | 常 勤 | 非 常 勤 | 計  |
|------------|-----|-------|----|
| 施設長        | 1   |       | 1  |
| 事務職員       | 2   | 2     | 4  |
| 生活相談員      | 2   |       | 2  |
| 看護職員       | 4   | 3     | 7  |
| 介護職員       | 23  | 2     | 25 |
| 栄養士(管理栄養士) | 1   |       | 1  |
| 機能訓練指導員    |     | 14    | 14 |
| 医師         |     | 3     | 3  |
| 介護支援専門員    | 1   |       | 1  |

調理部門は委託となっております。

### (3) 施設の設備の概要

|    |      |      |      |      |       |    |
|----|------|------|------|------|-------|----|
| 定員 | 80名  | 介助浴室 | 1室   | 食堂   | 3ヶ所   |    |
| 居室 | 4人部屋 | 17室  | 特別浴室 | 1室   | 機能訓練室 | 1室 |
|    | 3人部屋 | 2室   | 静養室  | 1室4名 | 会議室   | 1室 |
|    | 1人部屋 | 6室   | 医務室  | 1室   | 相談室   | 1室 |

短期入所生活介護 併設型 2名 空床利用型 8名

## 3. サービス内容

- ①食 事                      ②入 浴                      ③介 護
- ④機能訓練                  ⑤生活相談                  ⑥健康管理
- ⑦特別食の提供              ⑧理美容サービス              ⑨レクリエーション
- ⑩短期入所生活介護計画の作成(4日間以上の場合) 等

## 4. 利 用 料 金

### (1) 基本料金

- ①施設利用料

(従来型個室の場合)

|       | 1日あたりの<br>利用料金 | 介護保険適用時の<br>1日あたりの自己負担金<br>(1割/2割/3割) |
|-------|----------------|---------------------------------------|
| 要支援1  | 4,884円         | 488円/976円/1,465円                      |
| 要支援2  | 6,075円         | 607円/1,215円/1,822円                    |
| 要介護度1 | 6,530円         | 653円/1,306円/1,959円                    |
| 要介護度2 | 7,277円         | 727円/1,455円/2,183円                    |
| 要介護度3 | 8,068円         | 806円/1,613円/2,420円                    |
| 要介護度4 | 8,826円         | 882円/1,765円/2,647円                    |
| 要介護度5 | 9,573円         | 957円/1,914円/2,872円                    |

(多床室の場合)

|       | 1日あたりの<br>利用料金 | 介護保険適用時の<br>1日あたりの自己負担金<br>(1割/2割/3割) |
|-------|----------------|---------------------------------------|
| 要支援1  | 4,884円         | 488円/976円/1,465円                      |
| 要支援2  | 6,075円         | 607円/1,215円/1,822円                    |
| 要介護度1 | 6,530円         | 653円/1,306円/1,959円                    |
| 要介護度2 | 7,277円         | 727円/1,455円/2,183円                    |
| 要介護度3 | 8,068円         | 806円/1,613円/2,420円                    |
| 要介護度4 | 8,826円         | 882円/1,765円/2,647円                    |
| 要介護度5 | 9,573円         | 957円/1,914円/2,872円                    |

②食費 朝食 430円 昼食 535円 夕食 480円

③滞在費 1日あたり 915円(多床室) 1,231円(個室)

(2) その他の料金

①理美容費 別途料金

②日常生活費 1日 Aセット50円

1日 Bセット20円 全て持ち込みの場合0円

③個人のテレビ等・電気代 1日 30円

④送迎範囲は八王子市・あきる野市・福生市・羽村市・日の出町です。

(3) キャンセル料

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります

①入所日の前日正午までにご連絡いただいた場合 無料

②入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合 1日の利用料の50%

③入所日の前日午後5時以降にご連絡いただいた場合  
または、ご連絡がなかった場合 1日の利用料の100%

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

・利用者が中途退所を希望した場合

- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

## 5 緊急時・事故発生時の対応方法

- ① 事故発生時、ご利用者に容体の変化等があった場合は、事故対応指針および事故発生時の対応マニュアルに基づき、速やかに保険者や必要に応じて八王子市及び東京都に連絡するとともに、利用者のご家族等に連絡を行う等必要な処置を行います。また、在宅における介護支援専門員にも併せて連絡をいたします。
- ② 事故内容等につきましては、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、市区町村等に連絡し、報告書を作成致します。
- ③ 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

## 6. 非常災害対策

- |          |  |
|----------|--|
| ・ 防災時の対応 | 緊急時災害マニュアルによる                          |
| ・ 防災設備   | 自動通報システム・スプリンクラー・火災報知器<br>屋内消火栓・消火器等設置 |
| ・ 防災訓練   | 毎月1回以上（訓練内容は消防署へ提出）                    |
| ・ 防火責任者  | 内藤 昭彦                                  |

## 7 緊急やむを得ない場合の身体的拘束等を行う際の手続き

身体的拘束等の必要性を判断する際の協議の方法

- ① 当ホームは、身体的拘束廃止委員会を設置し、同委員会において利用者の「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要素を確認します。
- ② 当ホームは、上記3要素の全てに該当する場合、身体的拘束に関する説明書を作成し、利用者・その家族に説明し同意を得るものとする。また、同意に基づいて身体的拘束等を行う場合はその理由、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況を記録します。
- ③ 施設長・看護職員・生活相談員・主任介護職員・介護職員・介護支援専門員は、身体的拘束廃止委員会の委員として上記の協議を行います。
- ④ 身体的拘束廃止委員会において協議を行う事が出来ない夜間・深夜帯に身体的拘束等が必要となった場合は、速やかに施設長に連絡して指示を仰ぐものとする。また、施設長に連絡がつかなかった場合については、生活相談員に連絡して指示を仰ぐものとする。この場合、生活相談員は速やかに施設長に報告するように努めます。
- ⑤ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底をいたします。
- ⑥ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ⑦ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

## 8 虐待防止対応

- ① 指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所は、入居者への虐待防止及び早期発見のため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じます。
- ② 虐待防止を図るため、施設内における人権擁護委員会を設置し定期的又は虐待発生時の都度開催いたします。
- ③ 虐待防止対応責任者は、人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を入居者及びご家族等に啓発します。
- ④ サービスの質の向上を図るため、虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に表示いたします。
- ⑤ 提供されたサービスの内容において、虐待と感じられた場合、ご不明な場合には「11 サービス内容に関する相談・苦情」に示す責任者・担当者へお問い合わせください。
- ⑥ 虐待の通報は、「虐待通報書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けをいたします。

電話 042-691-0074

虐待防止対応責任者 施設長 内藤 昭彦

## 9. サービス内容に関する相談・苦情

利用者又はご家族等は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができます。その場合速やかに事実関係を調査し、必要に応じて苦情解決委員会を開催し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について、利用者又はご家族等に1ヵ月以内に報告いたします。

### ① 施設ご利用者相談・苦情

電話 042-691-0074

苦情解決責任者 施設長 内藤 昭彦

苦情受付担当者 福祉係 三村 洋一

### ②その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口 03-6238-0177

区市町村名 八王子市 担当 高齢者福祉課 042-620-7420

## 10 第三者評価の実施状況

当ホームでは、より良いサービスの実施を目指して、東京都福祉サービス第三者評価（利用者に対する調査）を実施します。

| 利用者に対する調査 |                          |
|-----------|--------------------------|
| 直近の実施年月日  | 2024年10月17日～2025年1月8日    |
| 評価機関名称    | 特定非営利活動法人 せたがや福祉サポートセンター |

| 福祉サービス第三者評価 |   |
|-------------|---|
| 直近の実施年月日    | 2025年10月2日～2026年2月18日   |
| 評価機関名称      | 特定非営利活動法人 せたがや福祉サポートセンター  |
| 開示状況        | とうきょう福祉ナビゲーション<br><a href="http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm">http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm</a> |